資料5-1

郵便約款の変更の認可(電子郵便サービスの改善)

(諮問第1021号)



諮問第1021号 平成22年7月 17日

情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 高 橋 温 殿

総務大臣 佐藤



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成21年7月3日付け郵郵事第32号で、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号) 第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第 2 項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

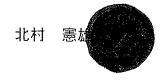
	審査基準	審査結果	理由
【施行			
会社	土は、法第 68 条第 1 項の	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請
規定は	により郵便約款の認可を		書には、施行規則第26条に定める事項が記載
受ける	ようとするときは、次に		されていることから、認可申請書として適当
掲げる	る事項を記載した申請書		なものと認められる。
を提出	出しなければならない。		
*******	郵便約款(変更の認可		
0	つ申請の場合は、新旧の		·
文	付照を明示すること。)		
	実施予定期日		
	変更の認可の申請の場		
4	は、変更を必要とする		
丑	曲		
【法第	68 条第 2 項第 1 号】		
1 次	に掲げる事項が適正か		
つ則	月確に定められているこ		
ے کے			
	イ この法律又はこの	適	変更申請の内容は、郵便物の特殊取扱であ
	法律に基づく総務省	기반 기반	る電子郵便について、ファクシミリ送信型電
	令の規定により郵便		子郵便の引受け方法等の追加、コンピュータ
	約款で定めることと		発信型電子郵便の引受け方法等の追加並びに
	されている事項		これに伴うインターネット利用型電子郵便の
			廃止、及び電話利用型電子郵便を新設するも
	,		の等であり、郵便約款上郵便の役務を提供す
			るための条件が適正かつ明確に定められてい
			ることから、適当なものと認められる。

	ロ郵便物の引受け、	*	変更申請の内容のうち、郵便物の引受け及
	配達、転送及び還付	適	び配達に関する事項は以下のとおり。
	並びに送達日数に関		〇ファクシミリ送信型電子郵便
	する事項		郵便物の引受けの方法に、電子情報処理組
	, , , ,		織(インターネット)による方法を追加する
			もの、及び配達の方法に配達時間帯希望の取
			扱いを追加するもの。
			〇コンピュータ発信型電子郵便
			インターネットを利用した郵便物の引受け
			方法を追加するもの(これに伴い、インター
			ネット利用型電子郵便は廃止するもの)。
			○電話利用型電子郵便
			● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
			郵便物の引受けの方法に、事前の事業所の 承認を必要としない電話による方法を新設す
			るもの、及び配達の方法に配達時間帯希望の
•			るもの、及び配達の方法に配達時間帯帯量の 取り扱いを行うもの。
			秋り扱いを行うもの。 ○電子内容証明郵便
			し電子内容証明郵便は、これまで、内容証明
			の取扱いをインターネット利用型電子郵便で
		·	の収扱いでインダーネット利用空電子郵便で 行うものであったが、インターネット利用型
			11 りものでありたが、インダーネット利用室 電子郵便のコンピュータ発信型電子郵便への
			統合に伴い、内容証明の取扱いをコンピュー
			夕発信型電子郵便へ変更するもの。
			以上の事項について、郵便物の引受け及び配
			達に関する事項が適正かつ明確に定められて
	······································		いることから、適当であると認められる。
	ハの郵便に関する料金	適	変更申請の内容のうち、郵便に関する料金の原系に係る東語については
	の収受に関する事項		の収受に係る事項については、
			〇ファクシミリ送信型電子郵便及びコンピュ 485年11年2月11日 125日 125日 125日 125日 125日 125日 125日 1
			一夕発信型電子郵便に、インターネットによるコスコスト
			る引受けを追加するに際して、クレジットカ
			一ド払の取扱いを行うもの
			○新設する電話利用型電子郵便について、ク
			レジットカード払等の取扱いを行うもの
			であり、郵便に関する料金の収受に関する事
			項が適正かつ明確に定められていることか
			ら、適当であると認められる。
	二 その他会社の責任		従前と同様の取扱いであり変更はない。
	に関する事項	·	
	68条第2項第2号】	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当
	定の者に対し不当な差		な差別的取扱いをする規定は存在しないこと
: m.t.2.	勺取扱いをするものでな	•	
	ـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		から、適当であると認められる。

郵 郵 事 第 3 2 号 平成 2 1 年 7 月 3 日

総務大臣 佐藤 勉 様

郵便事業株式会社 代表取締役会長



郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、電子 郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 電子郵便約款 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日 平成22年2月1日

大を図るため。

3 変更を必要とする理由 電子郵便の取扱いをする郵便物について、利用者のニーズに対応した多様 なサービスを提供することにより利用者の選択肢を拡大し、利用の維持・拡 ※下級部分は改正部分

現	改 正
第1章 総則 (第1条-第4条)	第1章 総則 (第1条第4条)
第2章 ファクシミリ送信型電子郵便 (第5条-第18条)	第2章 ファクシミリ送信型電子郵便 (第5条第18条)
第3章 コンピュータ発信型電子郵便 (第19条一第27条)	第3章 コンピュータ発信型電子郵便 (第19条-第27条)
第4章 インターネット利用型電子郵便(第28条一第37条)	,
'	•
## III	第6章 電話利用型電子郵便 (第45条-第51条) なっ参 雑門 (毎50条)
第0年 辞到(第40条)	第 (
(用語の定義) 第3条 この約款において使用する用語は、法及び法に基づく総務省令並びに内国郵便約款において 使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。	(用語の定義) て 第3条 この約款において使用する用語は、法及び法に基づく総務省令並びに内国郵便約款において 使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。
区別 意 味	
1 電子情報処 当社の使用に係る電子計算機(入出力装置を含みます。)と差出人の 理組織 使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織	1 電子情報処 当社の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含みます。以下 同じとし 理組織 ます。)と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した
2 電磁的方法 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することがで	:電子情報処理組織
きない方法	2 電磁的方法 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない。4 かい、4 か
	Z.4v.7/14
(電子郵便の定義) 第4条 電子郵便は、次条 (取扱内容)、第19条 (取扱内容)、 第28条 (取扱内容)及び 第38 条 (取扱内容)の規定により郵便物を送達する特殊取扱とし、次の区別により取り扱います。 (1) ファクシミリ送信型電子郵便 (2) コンピューク発信型電子郵便	(電子郵便の定義) 8 第4条 電子郵便は、次条 (取扱内容)、第19条 (取扱内容)、第38条 (取扱内容) 及び第45 条 (取扱内容) の規定により郵便物を送達する特殊取扱とし、次の区別により取り扱います。 (1) ファクシミリ送信型電子郵便 (2) コンピュータ発信型電子郵便
	(3) 電子内容証明郵便
	l i

第2章 ファクシミリ送信型電子郵便

(取扱内容)

第5条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

(1) ファクシミリ送信型電子郵便とする郵便物 (以下「ファクシミリ送信型電子郵便物」といい ます。)を引き受けたときは、速やかにファクシミリ送受信装置(以下単に「送受信装置」とい います。)による送信を行うこと。ただし、送受信装置が設置されていない事業所においてファ カシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、最も速やかな運送便により遅滞なく送受信装置 が設置されている事業所に運送し、速やかに送受信装置による送信を行うこと。

送受信装置による受信後、ファクシミリ送信型電子郵便物は、第7条(作成方法)第1項の 規定により封筒型電子郵便あて名用紙及び封筒型電子郵便用紙を使用して差し出されたものに あっては電子郵便封筒、台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙を使用して作成され

たものにあっては電子郵便台紙にそれぞれ納め、速達郵便物の例により送達すること。

(対象郵便物)

第6条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、次条(作成方法)の規定により作成された文書を 内容とする第一種郵便物につき、これをします。

2 ファクシミリ送信型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(作成方法)

第2章 ファクシミリ送信型電子郵便

(取扱内容)

第5条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。 (2) に掲げるもの以外のもの

ア ファクシミリ送信型電子郵便とする郵便物 (以下「ファクシミリ送信型電子郵便物」といい と。ただし、送受信装置が設置されていない事業所においてファクシミリ送信型電子郵便物を 運送し、速やかに送受信装置による送信**並びに電子計算機による通信文叉は図画等の読取り及** ます。)を引き受けたときは、速やかにファクシミリ送受信装置(以下単に「送受信装置」と いいます。)による送信並びに電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこ 引き受けたときは、最も速やかな運送便により遅滞なく送受信装置が設置されている事業所に び送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、次により送達すること。

第7条 (作成方法) 第1項(1)ア及びイの規定により封筒型電子郵便あて名用紙及び封筒 型電子郵便用紙を使用して作成されたもの \odot

電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文又は図画等を印字し、 又は記載し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。 (4) 第7条 (作成方法) 第1項(1)ア及びイの規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙 型電子郵便用紙を使用して作成されたもの 電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文又は図画等を印字し、 又は記載し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。

第9条 (差出方法等) 第9項の規定により差し出されるもの 3 ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、電子計算機による通信文又は図画等の 読取り及び送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、次により送達すること。

(7) 第7条 (作成方法) 第1項(2) ウの規定により封筒型電子郵便通信文用紙を指定して作成 されたもの 電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色(その色が黒 色のみである場合を除きます。以下同じとします。)で通信文又は図画等を印字し、又は記 載し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。

電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色で通信文又は (4) 第7条 (作成方法) 第1項(2) ウの規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成 されたもの

図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子台紙に納め、速達郵便物の例によるこ

2 前項(1)イ及び(2)イの封筒型電子郵便通信文用紙及び台紙型電子郵便通信文用紙は、当社が別に 定める大きさのものとし、その枚数は当社が別に定める枚数以内とします。

(対象郵便物)

第6条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、次条 (作成方法) の規定により作成された文書及 は通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。

2 ファクシミリ送信型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(作成力法)

第7条 ファクシミリ送信型電子郵便物は、次により作成していただきます。

- (1) あて名は、封筒型電子郵便あて名用紙又は台紙型電子郵便あて名用紙(以下「あて名用紙」と総称します。)の所定の欄に記載すること。
- (Q) 内容文書は、封衛型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては封衛型電子郵便用紙、台紙型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては台紙型電子郵便用紙を使用して作成するこ
- (3) 封筒型電子郵便あて名用紙、台紙型電子郵便あて名用紙、封筒型電子郵便用紙及び台紙型電子郵便用紙は、当社が別に定める規格及び様式により作成すること。

2 あて名のみが異なる2通以上のファクシミリ送信型電子郵便物を作成するときは、内容文書については、1通分を作成することで足ります。

(送受信装置による受信文書の大きさ)

第8条 内容文書の大きさが日本工業規格A4を超える場合は、同規格A4の大きさで受信します。

(差出方法等)

- 第9条 ファクシミリ送信型電子郵便物は、<mark>第7条 (作成方法)</mark>の規定により作成したあて名用紙及び内容文書を封筒に、郵便物の受取人ごと (同条第2項の規定により作成した文書を内容とするものにあっては、1枚の封筒)に納め、事業所に差し出し、又は郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、送受信装置が設置されている事業所に差し出す場合は、封筒に納めることを要しません。
- 2 (略)
- 3 ファクシミリ送信型電子郵便物は、第1項の規定によるほか、差出人の設置する送受信装置2 プラクシミリ送信型電子郵便物は、第1項の規定によるほか、差出人の設置する送受信装置2 電子計算機からの送信により、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものに差し出すことができます。
- 4 前項の規定により送受信装置又は電子計算機からの送信によりファクシミり送信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものの承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。
- 5 第3項の規定により送受信装置

 2は電子計算機からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者が、前項の承認及び次条(料金の支払方法)第5項後段に規定する料金後納の承認を受けようとする場合は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

 $8 \sim 9$

第7条 ファクシミリ送信型電子郵便物は、次の区別に従い、それぞれ次により作成していただきます。

(2) に掲げるもの以外のもの

- 五と名は、封筒型電子郵便あて名用紙又は台紙型電子郵便あて名用紙(以下「あて名用紙」と総称します。)の所定の欄に記載すること。
- 内容文書は、封筒型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては封筒型電子郵便用紙、台紙型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては台紙型電子郵便用紙を使用して作成すること。
- 立 封衛型電子郵便あて名用紙、台紙型電子郵便あて名用紙、封筒型電子郵便用紙及び台紙型電子郵便用紙は、当社が別に定める規格及び様式により作成すること。

(2) 第9条 (差出方法等) 第9項の規定により差し出されるもの

- ア 内容である通信文、図画、あて名等を第9条(差出方法等)第1項の事業所が指示するところにより記録すること。
- イ アの記録(図画の記録を除きます。)は、仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行うこと。
- ウ アの事業所が指示するところにより封筒型電子郵便通信文用紙又は台紙型電子郵便通信文 用紙のいずれかを指定すること。
- エニアの記録は、同アの事業所が指示するデータの容量の範囲内において行うこと。
- 2 あて名のみが異なる2通以上のファクシミリ送信型電子郵便物を作成するときは、内容文書<u>又は内容である通信文等</u>については、1通分を作成することで足ります。

第8条 (削除)

(差出方法等)

- 第9条 ファクシミリ送信型電子郵便物 (第7条 (作成方法) 第1項(1)の規定により作成されたものに限ります。以下次項から第8項までにおいて同じとします。)は、同条第1項(1)の規定により作成り作成したあて名用紙及び内容文書を封筒に、郵便物の受取人ごと (同条第2項の規定により作成した文書を内容とするものにあっては、1枚の封筒)に納め、事業所に差し出し、又は郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、送受信装置が設置されている事業所に差し出す場合は、封筒に納めることを要しません。
- (盤)
- 3 ファクシミリ送信型電子郵便物は、第1項の規定によるほか、差出人の設置する送受信装置からの送信により、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものに差し出すことができます。
- 4 前項の規定により送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものの承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。
 - 5 第3項の規定により送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者が、前項の承認及び次条(料金の支払方法)第5項後段に規定する料金後納の承認を受けようとする場合は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。
- 選) 8~9

- 9 ファクシミリ送信型電子郵便物(第7条(作成方法)第1項(1)の規定により作成されたものを 除きます。以下次項から第16項までにおいて同じとします。)は、当社が別に定めるところによ り電子情報処理組織を使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。
- 10 前項の規定によりファクシミリ送受信型電子郵便物を差し出そうとする者(以下この章において 「利用者」といいます。)であって次条(料金の支払方法等)第7項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。
- 11 次条 (料金の支払方法等) 第9項の規定に基づき内国郵便約款第65条 (クレジットカード払等) の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当 社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受け ていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める 事項を入出力装置から入力していただきます。
- 12 前2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、 電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にその旨を通知します。このとき、差出事業所は、 電子情報処理組織を使用して利用者にその差出事業所が指定する記号番号(以下この章において 「利用者記号番号」といいます。)を通知します。

区別	承認する場合
(1) 第 10 頃の承認	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第7項に規定する
	料金後納の承認(後納郵便物の差出方法について承認を要す
	る場合は、その承認を含みます。第15項及び第11条の2(料
	金の支払方法に関する事項の変更承認)第2項において同じ
	とします。)を受けた者であることを確認した場合
(2) 第11項の承認	内国郵便約款第65条 (クレジットカード払等)の料金の
	支払について、その支払義務者から委託を受けた者(以下「指
	定会社等」といいます。) が利用者から委託を受けた旨を差
	出事業所に通知した場合

- 13 第21条(差出方法等)第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、それぞれ第10項又は第11項の承認を受けたものとみなします。
- 14 第10項若しくは第11項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入出力装置から入力していただまます。
- 15 差出事業所は、次に定める差出人について、それぞれ次に定める場合には、ファクシミリ送信型 電子郵便物を引き受けないものとし、電子情報処理組織を使用してその差出人にその旨を通知します

区 別 引き受けない場合 第10項の承認を受けたもり 項の承認を受けたものと 差出事業所が次条(料金の支払方法等)第7	区 別 (1) 第10項の承認を受けた差 出人(第13項の規定により第 10項の承認を受けたものと
--	---

項に規定する い場合

	みなされたものを含みます。)	
A	(2) 第11頃の承認を受けた差	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前項
	出人(第13項の規定により第	の通知に係るファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子
	11 項の承認を受けたものと	郵便料について内国郵便約款第65条(クレジットカード払
	みなされたものを含みます。)	等)の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る
		金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された場合

16 差出事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、電子情報処理組織を使用して差出人にその旨を通知します。

17 ファクシミリ送信型電子郵便物(第1項ただし書、第3項、第6項又は第9項の規定により差し出すものを除きます。)には、その表面の見やすい所にファクシミリ送信型電子郵便とする旨を朱配していただきます。

9 ファクシミリ送信型電子郵便物(第1項ただし書、第3項又は第6項の規定により差し出すものを除きます。)には、その表面の見やすい所にファクシミリ送信型電子郵便とする旨を朱記してい

(料金の支払方法等)

第10条 1·2 (略)

- 3 前条 (差出方法等) 第1項又は第2項の規定により差し出す郵便物は、内国郵便約款第48条 (料金別納) 第1項の規定にかかわらず、1通から料金別納とすることができます。
- 4・5 (略)

6 前項の規定により料金後納とする郵便物(前条(差出方法等)第3項の規定により整し出すもの

4·5 (略)

に限ります。)は、当社が別に定めるところにより、差し出していただきます。

3 ファクシミリ送信型電子郵便物は、1通から料金別納とすることができます。

(料金の支払方法) 第10条 1・2

たださます。

- 6 前項の規定により料金後納とする郵便物(前条(差出方法等)第3項の規定により差し出すものに限ります。)は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
- 7 前条 (差出方法等) 第9項の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合において、内国郵便約款第54条(後納郵便物の差出方法)第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 8 前項の規定により料金後納とする郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただき ます。
- 9 前条(差出方法等)第9項の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料は、第7項の規定にかかわらず、内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払うことができます。
- 10 前項の規定により、ファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払う場合にあっては、料金別納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款(料金別約)の規定(第49条(別納料金の支払方法等)第4項を除きます。)は適用しません。
- 11 指定会社等が、第9項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を当社の指示に従い当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の規定に基づき支払われたものとみなします。
- 2 指定会社等が第9項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。。

(承認請求に係る申出内容の変更届)

- 出 第11条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。
- 2 第9条(差出方法等)第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、これらの規定に規定する事項(当社が別に定めるものを除きます。)を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出

(差出承認請求に係る申出内容の変更届)

第11条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出 た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。 事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、 差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

(料金の支払方法に関する事項の変更承認)

- 第11条の2 第9条(差出方法等)第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、その承認に係る 料金の支払方法に関する事項(当社が別に定めるものに限ります。)を変更するときは、当社が別 に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認(以下この条 において「変更承認」といいます。)を受けていただきます。この場合において、その利用者は、 差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。
- 2 変更承認は、次に定める事項についてそれぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれ の変更承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者にその旨を通知します。

区区	変更承認をする場合
1 第9条 (差出方法等) 第10項の承認に係	差出事業所が第10条 (料金の支払方法等)
る料金後納に関する事項	第7項に規定する料金後納の承認を受けた者
	であることを確認した場合
2 第9条 (差出方法等) 第11項の承認に係	内国郵便約款第65条(クレジットカード払
る内国郵便約款第65条(クレジットカード	等)の料金の支払について、指定会社等が利用
払等)の規定による料金の支払に関する事項	者から委託を受けた旨を差出事業所に通知し
	た場合

(みなし承認利用者の承認に係る変更)

- 第11条の3 第9条 (差出方法等) 第13項の規定により同条第10項又は第11項の承認を受けたものとみなされた利用者(以下この章において「みなし承認利用者」といいます。)が、第23条(承認請求に係る申出内容の変更届)の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第11条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出がなされたものとみなします。
- 2 みなし承認利用者が、第23条の2 (料金の支払方法に関する事項の変更承認) 第1項の承認を受けた場合は、その承認に係る事項について、前条(料金の支払方法に関する事項の変更承認) 第1項の承認を受けたものとみなします。

(差出廃止届)

第12条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者は、同条第3項又は第6項の規 定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めると ころにより、届出をしていただきます。この場合において、その承認を行った事業所は、ファクシ

(美出廃止届)

ミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を取り消します。

- 第12条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者は、同条第3項又は第6項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。この場合において、その承認を行った事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を取り消します。
- 2 第9条(差出方法等)第10項若しくは第11項の承認を受けた利用者又はみなし承認利用者は、 同条第9項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社 が別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合におい て、その届出をする利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から 入力していただきます。

(電子情報処理組織による申出等の到達の時点)

(引受けの停止)

第13条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者が、内国郵便約款第50条 (料金後納) 第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第9条 (差出方法等) 第3項又は第6項の規定によるファクシミリ港信型電子郵便物の引受けを停止します。

(承認の取消し)

第14条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者が、同条第4項又は第7項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を併せて取り消します。

第12条の2 第9条(差出方法等)第10項又は第11項の規定によりされた申出、同条第14項の 規定によりされた通知並びに第11条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定によりされた届出、第11条の2 (料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の規定によりされた申 出及び前条(差出廃止届)第2項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

(引受けの停止)

第13条 (同左)

2 第9条(差出方法等)第10項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、 次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第9項の規定によるファクシミリ送信型電子 郵便物の引受けを停止します。

(1) 内国郵便約款第50条(料金後納)第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けた場合合

(2) 第11条(承認請求に係る申出内容の変更届)の規定による届出をしなかった場合

3 第9条(差出方法等)第11項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、 次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第9項の規定によるファクシミリ送信型電子 郵便物の引受けを停止します。

(1) 指定会社等が第10条(料金の支払方法等)第11項の規定による支払をしなかった場合 (2) 前項(2)に規定する場合

(承認の取消し)

第14条 第9条 (差出方法等) 第4項又は第7項の承認を受けた者が、同条第4項又は第7項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、**同条第3項又は第6項の規定により差し出される**ファクシミリ送信型電子郵便物に係る料金後納の承認を併せて取り消します。

2 第9条(差出方法等)第10項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

(1) 前条(引受けの停止)第2項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止してもなお義務を履行しないとき。

(2) 1年以上ファクシミリ送信型電子郵便物(第9条(差出方法等)第9項の規定により差し出すものに限ります。以下この条において同じとします。)の差出しをしなかったとき。

(3) 内国郵便約款第50条(料金後納)第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。 3 第9条(差出方法等)第11項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その 承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

(1) 前条(引受けの停止)第3項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止しても指定会社等又は差出人がなお義務を履行しないとき。

(2) 1年以上ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しをしなかったとき。

(3) 指定会社等が第9条(差出方法等)第11項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨その他その利用者に係る第10条(料金の支払方法等)第9項の規定に基づく内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支払に支障がある旨を申し出たとき。

されたとき。

- 4 第9条(差出方法等)第10項の承認に係るみなし承認利用者が、第26条(承認の取消し)第 2項の規定により第21条(差出方法等)第4項の承認を取り消された場合又は第2項(1)若しく は(2)のいずれかに該当する場合は、第9条(差出方法等)第13項の規定は適用しません。
 - 5 第9条 (差出方法等) 第 11 項の承認に係るみなし承認利用者が、第26条 (承認の取消し) 第3項の規定により第21条 (差出方法等) 第5項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第9条 (差出方法等) 第13項の規定は適用しません。

(料金受取人払)

第15条 当社が別に定めるところにより印刷したあて名用紙を用いて差し出すファクシミリ送信

型電子郵便物については、料金受取人払の取扱いをします。

(料金受取人払)

- 第15条 当社が別に定めるところにより印刷したあて名用紙を用いて差し出すファクシミリ送信型電子郵便物 (第9条 (差出方法等) 第9項の規定により差し出されるものを除きます。) については、料金受取人払の取扱いをします。
- (2)

(慶弔扱い)

第16条 (同左)

第16条 ファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、慶祝又は弔慰の取扱いを請求す

2 前項の請求があった場合には、慶祝用又は弔慰用の電子郵便封筒又は電子郵便台紙を使用しま

ることができます。

(慶弔扱い)

(曜)

0

3 ファクシミリ送信型電子郵便物(第7条(作成方法)の規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙を使用して作成されたものに限ります。)の差出人は、第1項の取扱いを請

求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請

求することができます。

4

当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域を限定することがあります。

2 (同左)

- 3 ファクシミリ送信型電子郵便物 (第7条 (作成方法) 第1項(1)の規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙を使用して作成されたもの並びに同項(2)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたものに限ります。)の差出人は、第1項の取扱いを請求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請求することができます。
- 4 当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域<u>又は期間</u>を限定することがあります。 ナ

(配達日指定)

第17条 (同左)

(配達時間帯希望)

第17条の2 前条の規定により配達日を指定したファクシミリ送信型電子郵便物で、差出しの際、 差出人が希望する時間帯(当社が別に定めるものに限ります。)にその郵便物を配達する取扱いを 請求するものについては、これをその希望した時間帯に配達します。ただし、配達事業所の業務上 の支障等により、その希望した時間帯に配達することができないことがあります。

(取扱いを終了した文書等の返還)

第18条 ファクシミリ港信型電子郵便物 (第9条 (差出方法等) 第3項<u>、</u>第6項**又は第9項**の規定により差し出すものを除きます。)の差出人は、差出しの際、第5条 (取扱内容) <u>第1項</u>(1)<u>了</u>の取扱いを終了した文書(あて名用紙を含みます。)及びその文書を納めた封筒の返還を請求することができます。この場合において、その郵便物 (第9条 (差出方法等)第1項ただし書の規定により差し出すものを除きます。)には、その表面の見やすい所に返還先及び要返還の旨を記載していただきます。

第17条 ファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、差出しの日の翌日(郵便差出箱 に差し入れる場合にあっては翌々日)から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を 指定することができます。

(配達日指定)

(取扱いを終了した文書等の返還)

第18条 ファクシミリ送信型電子郵便物 (第9条 (差出方法等) 第3項<u>Xは</u>第6項の規定により差 し出すものを除きます。)の差出人は、差出しの際、第5条 (取扱内容) (1)の取扱いを終了した 文書(あて名用紙を含みます。)及びその文書を納めた封筒の返還を請求することができます。こ の場合において、その郵便物 (第9条 (差出方法等)第1項ただし書の規定により差し出すものを 除きます。)には、その表面の見やすい所に返還先及び要返還の旨を記載していただきます。

第3章 コンピュータ発信型電子郵便

(取扱内容)

- 第19条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。
- (1) コンピュータ発信型電子郵便とする郵便物(以下「コンピュータ発信型電子郵便物」といいます。)を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこと。

- ・通信文又は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみで印字し、次のZ 又は<u>イ</u>のいずれかにより作成した郵便物は、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。
 Z 通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんすること。
- _ 通信文用紙を折り曲げて密着すること (コンピュータ発信型電子郵便物の差出人の申出がある場合に限ります。)。
- 3 当社が別に定める地域にあてて差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物については、前項の送信を行わないことがあります。この場合において、その郵便物については、電子計算機により通信文用紙に印字し、前項(2) Z 以は 4 のいずれかにより作成した上、特殊取扱としない郵便物の例により送達します。
 - 3 コンピュータ発信型電子郵便物 (第1項(2)工に規定する取扱いをするものに限ります。)の差出人は、差出しの際、当社が別に定める規格及び様式の印刷物その他の紙片 (1通につき8部以内に限ります。以下「印刷物」といいます。)をコンピュータ発信型電子郵便物に同封することを請求することができます。
- 4 通信文用紙及びコンピュータ発信型電子郵便封筒は、当社が別に定める規格及び様式により当社 以外の者が作成(以下「私製」といいます。)することができます。

(対象郵便物)

- 第20条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。
- ・(2) (2)
- 2 コンピュータ発信型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(美出方法等)

- 第21条 コンピュータ発信型電子郵便物は、次により、当社が別に定める事業所に差し出していた だきます。
- (1) (2) (點)

第3章 コンピュータ発信型電子郵便

(取扱内容)

第19条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

- Z コンピュータ発信型電子郵便とする郵便物(以下「コンピュータ発信型電子郵便物」といいます。)を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこと。
- 4 通信文又は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみで印字し、又は記し、次の(7)又は(4)のいずれかにより作成した郵便物は、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。
- (7) 通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんすること。
- (4) 通信文用紙を折り曲げて密着すること (コンピュータ発信型電子郵便物の差出人の申出がある場合に限ります。)。
- (2) 第21条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出されたもの
- アコンピュータ発信型電子郵便物を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を 読み取り、送信を行うこと。
- イ 通信文文は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色で印字し、又は記載し、その通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんし、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。
- 2 当社が別に定める地域にあてて差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物については、前項 (1) Zの送信を行わないことがあります。この場合において、その郵便物については、電子計算機 により通信文用紙に印字し、前項(1) A(7) 又は(4)のいずれかにより作成した上、特殊取扱としな い郵便物の例により送達します。
- 3 コンピュータ発信型電子郵便物 (第1項(1)人(0)に規定する取扱いをするものに限ります。)の差出人は、差出しの際、当社が別に定める規格及び様式の印刷物その他の紙片 (1通につき8部以内に限ります。以下「印刷物」といいます。)をコンピュータ発信型電子郵便物に同封することを請求することができます。
- 4 第1項(I) イの通信文用紙及びコンピュータ発信型電子郵便封筒は、当社が別に定める規格及び 様式により当社以外の者が作成(以下「私製」といいます。)することができます。

(対象期便物)

- 第20条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第 種郵便物につき、これをします。
 - (1) · (2) (略)
- (3) (1)の記録は、次条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出されるものにあっては、同項の事業所が指示するデータの容量の範囲において行う。
 - コンピュータ発信型電子郵便物は、第5章(電子内容証明郵便)に規定する場合を除き、これを他の特殊取扱とすることができません。

(差出方法等)

- 第21条 コンピュータ発信型電子郵便物は、<u>次の区別に従い、それぞれ</u>次により、当社が別に定め る事業所に差し出していただきます。
- (1) · (2) (略)

(20)

3 第1項(2)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定める事業所の承認(以下「コンピュータ発信型電子郵便物電子計算機送信差出承認」といいます。)を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。

(3) 当社が別に定めるところによる電子情報処理組織を使用した差出し

(18)

- 3 第1項(2)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、当社が別に定める事業所の承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。
- 4 第1項(3)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者(以下この章において「利用者」といいます。)であって次条(料金の支払方法等)第3項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。
 - 5 次条(料金の支払方法等)第5項の規定に基づき内国郵便約款第65条(クレジットカード払等) の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当 社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受け ていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める
- 6 前2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、 電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にその旨を通知します。このとき、差出事業所は、 電子情報処理組織を使用して利用者にその差出事業所が指定する記号番号(以下この章において 「利用者記号番号」といいます。)を通知します。

区图	承認する場合
1 第4項の承認	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第3項に規定する
	料金後納の承認(後納郵便物の差出方法について承認を要す
	る場合は、その承認を含みます。第9項及び第23条の2(料
	金の支払方法に関する事項の変更承認)第2項において同じ
	とします。)を受けた者であることを確認した場合
2 第5項の承認	指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通
	知した場合

- 7 第9条 (差出方法等) 第 10 項又は第 11 項の承認を受けた利用者は、それぞれ第4項又は第 5項 の承認を受けたものとみなします。
- 8 第4項若しくは第5項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたコンピュータ発信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入出力装置から入力していただきます。

引き受けない場合
区別

1 第4項の承認を受けた差出	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第3項に規定する
	料金後納の承認を受けていることを確認できない場合
項の承認を受けたものとみな	
されたものを含みます。)	-
2 第5項の承認を受けた差出	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前項
人(第7項の規定により第5	の通知に係るコンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子
項の承認を受けたものとみな	郵便料について内国郵便約款第65条(クレジットカード払
されたものを含みます。)	等)の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る
	金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された場合

10 差出事業所は、第21条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出されたコンピュータ発信

<u>型電子郵便物を引き受けたときは、電子情報処理組織を使用して差出人にその旨を通知します。</u>

12 第1項 ((3)を除きます。) の場合において、その郵便物の差出人は、差出事業所又は第3項の 承認をした事業所において交付する用紙に必要な事項を記載した上、これを差出事業所に提出して

の指示するところにより印刷物をその事業所に差し出していただきます。

- 11 第19条(取扱内容)第3項の規定により印刷物の同封を請求する場合においては、差出專業所 4 第19条 (取扱内容) 第3項の規定により印刷物の同封を請求する場合においては、差出事業所 の指示するところにより印刷物をその事業所に差し出していただきます。
- 第1項の場合において、その郵便物の差出人は、差出事業所又は第3項の承認をした事業所にお いて交付する用紙に必要な事項を記載した上、これを差出事業所に提出していただきます。 ល

(屋) (料金の支払方法) 第22条 1・2

幽 (料金の支払方法等) 第22条 1·2

いただきます。

- この場合においては、内国郵便約款第54条(後納郵便物の差出方法)第1項及び第2項の規定は 3 前条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。 適用しません。
- 4 前項の規定により料金後納とする郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただき
- 規定にかかわらず、内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)に規定するところにより、差 5 前条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料は、第3項の 出人が指定会社等に委託し、支払うことができます。
- 郵便料を支払おうとする場合にあっては、料金別納としていただきます。この場合においては、内 国郵便約款第3章第2節第2款(料金別納)の規定(第49条(別納料金の支払方法等)第4項を 6 前頃の規定により、前条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出す郵便物の料金及び電子 除きます。)は適用しません。
- 7 指定会社等が、第5項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代 金は、内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の規定に基づき支払われたものとみなしま 金を当社の指示に従い当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料
 - 8 指定会社等が第5項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代 金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従いその 料金を支払っていただきます。
- コンピュータ発信型電子郵便物 (前条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出されるもの を除きます。)を差し出す場合においては、内国郵便約款第49条(別納料金の支払方法等)第3 項及び第54条(後納郵便物の差出方法)第2項の規定は、次項に規定する場合を除き、適用しま o l
- 4 私製の封筒又は私製の第19条 (取扱内容) 第1項(2) 4の規定による取扱いをするための通信

支払方法等)第3項及び第54条(後納郵便物の差出方法)第2項の規定は、次項に規定する場合

を除き、適用しません。

3 コンピュータ発信型電子郵便物を差し出す場合においては、内国郵便約款第49条 (別納料金の

10 私製の封筒又は私製の第19条 (取扱内容) 第1項(I) イ(I)の規定による取扱いをするための通

文用級を使用するコンピュータ発信型電子郵便物には、コンピュータ発信型電子郵便物である旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(差出承認請求に係る申出内容の変更届)

第23条 **コンピュータ発信型電子郵便物電子計算機送信差出承認**を受けた者は、その承認請求の際 に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

信文用紙を使用するコンピュータ発信型電子郵便物には、コンピュータ発信型電子郵便物である旨 を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(承認請求に係る申出内容の変更届)

- 第23条 第21条 (差出方法等) 第3項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。
- 2 第21条(差出方法等)第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、これらの規定に規定する事項(当社が別に定めるものを除きます。)を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

(料金の支払方法に関する事項の変更承認)

- 第23条の2 第21条 (差出方法等) 第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、その承認に係る料金の支払方法に関する事項 (当社が別に定めるものに限ります。) を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認 (以下この条において「変更承認」といいます。) を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。」
 - 2 変更承認は、次に定める事項について、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それ ぞれの変更承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者にその旨を通知します。

	変更承認をする場合
21条(差出方法等)第4項の承認に	係 差出事業所が第22条(料金の支払方法等)
料金後納に関する事項	第3項に規定する料金後納の承認を受けた者
	であることを確認した場合
第21条 (差出方法等) 第5項の承認に	係 内国郵便約款第65条(クレジットカード払
内国郵便約款第65条(クレジットカー	ド 等)の料金の支払について、指定会社等が利用
の規定による料金の支払に関する事	項 者から委託を受けた旨を差出事業所に通知し
	た場合

(みなし承認利用者の承認に係る変更)

- 第23条の3 第21条(差出方法等)第7項の規定により同条第4項又は第5項の承認を受けたものとみなされた利用者(以下この章において「みなし承認利用者」といいます。)が、第11条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第23条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第23条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出がなされたものとみなします。
 - 2 みなし承認利用者が、第11条の2(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の承認を受けた場合は、その承認に係る事項について、前条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の承認を受けたものとみなします。

(差出廃止届)

[| 第24条 **第21条 (差出方法等) 第3項の承認**を受けた者は、その承認に係る**コンピュータ発信型** : | 電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていた

(差出廃止届) 第24条 <u>コンピュータ発信型電子郵便物電子計算機送信差出承認</u>を受けた者は、その承認に係る電 子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただ きます。この場合において、その承認を行った事業所は、そのコンピュータ発信型電子郵便物の差

出しに係る料金後納の承認を取り消します。

(引受けの停止)

第25条 コンピュータ発信型電子郵便物電子計算機送信差出承認を受けた者が、内国郵便約款第50条 (料金後納) 第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第21条 (差出方法等) 第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

7発信型電子郵便物の引受けを停止

(電子計算機送信差出承認の取消し)

第26条 コンピュータ発信型電子郵便物電子計算機送信差出承認を受けた者が、第21条 (差出方 送等) 第3項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、コンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る料金後約の承認を併せて取り消します。

だきます。この場合において、その承認を行った事業所は、そのコンピュータ発信型電子郵便物の 差出しに係る料金後納の承認を取り消します。

2 第21条 (差出方法等) 第4項若しくは第5項の承認を受けた利用者又はみなし承認利用者は、 同条第1項(3)の規定によりコンピューク発信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、 当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきま す。この場合において、届出をする利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を 入出力装置から入力していただきます。

(電子情報処理組織による申出等の到達の時点)

第24条の2 第21条 (差出方法等) 第4項又は第5項の規定によりされた申出、同条第8項の規定によりされた通知、第23条 (承認請求に係る申出内容の変更届) 第2項の規定によりされた届出、第23条の2 (料金の支払方法に関する事項の変更承認) 第2項の規定によりされた申出及び前条 (差出廃止届) 第2項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

(別受けの停止)

第25条 第21条 (差出方法等) 第3項の承認を受けた利用者が、内国郵便約款第50条 (料金後納) 第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第21条 (差出方法等) 第1項(2)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

2 第21条(差出方法等)第4項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、 次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型 電子郵便物の引受けを停止します。

(1) 内国郵便約款第50条(料金後納)第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けた場合台(2) 第23条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出をしなかった場合

3 第21条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、 次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型 電子郵便物の引受けを停止します。

(1) 指定会社等が第22条(料金の支払方法等)第7項の規定による支払をしなかった場合 (2) 前項(2)に規定する場合

(承認の取消し)

第26条 **第21条(差出方法等)第3項の承認**を受けた者が、**同項**の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、**同条第1項(2)の規定により差し出される**コンピュータ発信型電子郵便物に係る料金後約の承認を併せて取り消します。

2 第21条(差出方法等)第4項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

<u>てもなお義務を履行しないとき。</u> (2) 1年以上コンピュータ発信型電子郵便物 (第21条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差</u>

(1) 前条(引受けの停止)第2項の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止し

し出すものに限ります。以下この条において同じとします。)の差出しをしなかったとき。 (3) 内国郵便約款第50条(料金後納)第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。

3 第21条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その 承認を行った事業所は、その承認を取り消します。 (1) 前条(引受けの停止)第3項の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止し ても指定会社等が第21条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨 その他その利用者に係る第22条(特金の支払に支管がある旨を申し出たとき。 (3) 指定会社等が第21条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨 をの他その利用者に係る第22条(特金の支払に支障がある旨を申し出たとき。 (4) 指定会社等が内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の規定に基づく内国郵便約款第6 5条(クレジットカード払等)の料金の支払に支障がある旨を申し出たとき。 (4) 指定会社等が内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の規定に基づく指定を取り消 されたとき。 (5) のいずれかに該当する場合は、第21条(差出方法等)第7項の規定は適用しません。 (7) のいずれかに該当する場合は、第21条(差出方法等)第7項の規定は適用しません。 5 第21条(差出方法等)第5項の承認に係るみなし承認利用者が、第14条(承認の取消し)第 2項の規定により第9条(差出方法等)第11項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは (2) のいずれかに該当する場合は、第21条(差出方法等)第7項の規定は適用しません。 (3) 第00規定により第9条(差出方法等)第11項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは (3) 第00規定により第9条(差出方法等)第11項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは (3) ②のいずれかに該当する場合は、第21条(差出方法等)第7項の規定は適用しません。		14
		14

第4章 (削除)	第28条 (削除)		第29条 (訓除)	第30条 (削除)
第4章 インターネット利用型電子郵便	(取扱内容) 第28条 インターネット利用型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。 (1) インターネット利用型電子郵便とする郵便物(以下「インターネット利用型電子郵便物」と いいます。)を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこ	と。 (その色が黒色のみである場合を除きます。)で印字し、又は記載し、その通信文用紙をインターネット利用型電子郵便封筒に納めて封かんして作成した郵便物は、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。 2 当社が別に定める地域にあてて差し出されたインターネット利用型電子郵便物については、前項の送信を行わないことがあります。この場合において、その郵便物については、電子計算機により通信文用紙に印字し、又は記載し、インターネット利用型電子郵便対筒に納めて封かんした上、特殊取扱としない郵便物の例により送さます。 3 第1項(2)の通信文用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、その枚数は2枚以内とします。 4 第30条(差出方法等)第1項の事業所が指示するところにより第1項(2)の通信文用紙と別の用紙にあて名を記載するものにあっては、その用紙に黒色のみで通信文を記載することができます。	(対象郵便物) 第29条 インターネット利用型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第 一種郵便物につき、これをします。 (1) 内容である通信文、図画、あて名等を次条(差出方法等)第1項の事業所が指示するところ により記録する。 (2) (1)の記録(図画の記録を除きます。)は、仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一 般に記号として使用されるものにより行う。 (3) (1)の記録は、次条(差出方法等)第1項の事業所が指示するデータの容量の範囲内において 行う。 2 インターネット利用型電子郵便物は、次章(電子内容証明郵便)に規定する場合を除き、これを 他の特殊取扱とすることができません。	(差出方法等) 第30条 インターネット利用型電子郵便物は、当社が別に定めるところにより電子情報処理組織を 使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。 2 前項の規定によりインターネット利用型電子郵便物を差し出そうとする者(以下「利用者」といいます。)であって次条(料金の支払方法)の規定に基づき料金後納とするものは、料金後納の承 2 (後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。)を受けた後に、 当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認(以 下利用承認」といいます。)を受けていただきます。この場合において、利用者は、差出事業所 下利用承認」といいます。)を受けていただきます。この場合において、利用者は、差出事業所 の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。。 3 次条(料金の支払方法)第3項に規定する料金後納の承認を受けようとする者である利用者が、 当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、利用承認を受 はようとするときには、差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、利用承認を受けようとするときには、差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、利用承認を受けようとするときには、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力し

第31条 (削

- ていただきます。 4 差出事業所は、前2項の規定による申出があった場合においては、電子情報処理組織を使用して 利用者にその差出事業所が指定する番号 (以下「利用者番号」といいます。) を通知します。
 - 5 第3項の規定による申出をした利用者は、前項の規定により差出事業所から利用者番号を通知されたときは、その差出事業所が指定するところにより、その通知があった日から起算して7日以内に、利用するクレジットカードに記載されている事項及び利用者番号を電話により差出事業所に通知していただきます。
 - 6 差出事業所は、次に定める利用者について、それぞれ次に定める場合に利用承認をするものとし、 利用承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者にその旨を通知します。

# 4	差出事業所が次条(料金の支払方法)に規定する料金後	納の承認を受けた者であることを確認した場合	内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金	の支払について、その支払義務者から委託を受けた者(以	「等」といいます。)が利用者から委託を受け	業所に通知した場合
区 別	第2項の規定による申出を 差出事業所	した利用者	第3項の規定による申出を 内国郵便終	した利用者の支払につい	下「指定会社等」	た旨を差出事業所に通知

- 7 前項(I)又は(2)の規定による利用承認を受けたインターネット利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入出力装置から入力していただきます。
 - <u>くの中項を大品が変配がラバガラで、たってものである。</u>
 8 差出事業所は、次に定める差出人について、それぞれ次に定める場合には、インターネット利用型電子郵便物を引き受けないものとし、電子情報処理組織を使用してその差出人にその旨を通知します。

X	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
(1) 第6項(1)の規定による利	差出事業所が次条(料金の支払方法)に規定する料金後
用承認を受けた差出人	納の承認を受けていることを確認できない場合
(2) 第6項(2)の規定による利	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前
用承認を受けた差出人	項の通知に係るインターネット利用型電子郵便物の料金及
	び電子郵便料について内国郵便約款第65条(クレジット
	カード払等)の規定に基づくその料金の支払又はその料金
	に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された
	場合

して差出人にその旨を通知します。

(料金の支払方法)

第31条 インターネット利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料は、料金後納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第54条(後納郵便物の差出方法)第1項及び第2項の規定は適用しません。

ず、内国郵便	等に教託し、	
t、前項の規定にかかわら	より、差出人が指定会社	
金及び電子郵便料に	等)に規定するところにより	
ネット利用型電子郵便物の 約	条 (クレジットカード払	4444
2 インタード	約款第659	十年年子第二十四年十

- 3 前項の規定により、インターネット利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払う場合にあっては、差出事業所の承認を受けて、料金後納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第3款 (料金後納)の規定は適用しません。
 - 4 前項の承認を受けようとする者は、前条(差出方法等)第3項の規定による申出の際に、差出事業所の指示に従い、同条第2項及び第3項に規定する事項のほか、1か月に差し出そうとする郵便物に係る料金の概算額を入出力装置から入力していただきます。
 - 5 差出事業所は、指定会社等が委託を受けた旨を差出事業所に通知した利用者について、料金後納 の担保を免除します。
- 6 指定会社等が、インターネット利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る 金銭債権の買取代金を、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っ たときは、それらの料金は、内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の規定に基づき支払 われたものとみなします。
 - 7 指定会社等がインターネット利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る 金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社 の指示に従い、その料金を支払っていただきます。

(利用承認に係る入力内容の変更)

第32条 第30条 (差出方法等) 第6項(1)又は(2)の規定による利用承認を受けた者が、同条第2 項後段に規定する事項を変更しようとするときは、当社が別に定めるところにより、電子情報処理 組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用承認を受けた者は、差出事 業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

第32条

美出廃止届)

第33条 利用承認を受けた者は、第30条 (差出方法等) 第1項の規定によりインターネット利用型電子郵便物を差し出す必要がなくなったとき又は指定会社等に委託をしないときは、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出しを廃止する旨の届出をしていただきます。この場合において、その利用承認を受けた者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

第33条

2 第30条 (差出方法等)第6項(2)の規定による利用承認について前項の届出がなされた場合にあっては、差出事業所は、第31条(料金の支払方法)第3項の規定による料金後納の承認を取り 消します。

(電子情報処理組織による申出等の到達の時点)

第34条 第30条 (差出方法等) 第2項又は第3項の規定によりされた申出、同条第7項の規定によりされた通知並びに第32条 (利用承認に係る入力内容の変更) 及び前条 (差出廃止届) 第1項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

(引受けの停止)

第35条 <u>差出事業所は、第30条 (差出方法等) 第6項(1)の規定による利用承認を受けた者が次</u> 第 の(1)若しくは(3)のいずれかに該当する場合又は同項(2)の規定による利用承認を受けた者が次の

第34条 (削除)

第35条 (削除)

第37条 **網36条** 第37条 第31条 (料金の支払方法) 第3項の規定に基づきインターネット利用型電子郵便物を料 第36条 差出事業所は、第30条 (差出方法等) 第6項(1)の規定による利用承認を受けた者が、 (3) 内国郵便約款第50条 (料金後納) 第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。 (1) 前条(引受けの停止)の規定によりインターネット利用型電子郵便物の引受けを停止しても (3) 指定会社等が第30条 (差出方法等) 第6項(2)の規定による利用承認を受けた者からの委託 指定会社等が第30条(差出方法等)第5項のクレジットカードが無効である旨を申し出た 金後納とする場合にあっては、内国郵便約款第51条(後納料金の支払方法)第1項本文、第53 条(料金後納の担保の提供)及び第54条(後納郵便物の差出方法)第3項の規定に準じて取り扱 (1) 内国郵便約款第50条(料金後納)第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたと (1) 前条 (引受けの停止)の規定によりインターネット利用型電子郵便物の引受けを停止しても 2 差出事業所は、次のいずれかに該当する場合は、第30条(差出方法等)第6項(2)の規定によ る利用承認を取り消します。この場合において、差出事業所は、第31条(料金の支払方法)第3 (2) 第30条 (差出方法等) 第6項(2)の規定による利用承認を受けた者が1年以上インターネッ 指定会社等が内国郵便約款第65条 (クレジットカード払等)の規定に基づく指定を取り消 (2)から(4)までのいずれかに該当する場合は、インターネット利用型電子郵便物の引受けを停止す 指定会社等が第31条(料金の支払方法)第6項の規定による支払をしなかったとき。 第32条(利用承認に係る入力内容の変更)の規定による届出をしなかったとき。 (2) 1年以上インターネット利用型電子郵便物の差出しをしなかったとき。 次のいずれかに該当する場合は、その利用承認を取り消します。 項の規定による料金後納の承認を併せて取り消します。 差出人又は指定会社等がなお義務を履行しないとき。 ト利用型電子郵便物の差出しをしなかったとき。 (4) 料金後納の担保の提供をしなかったとき。 を受けない旨を申し出たとき。 (料金後納とする場合の取扱い) なお義務を履行しないとき。 (利用承認の取消し) ることがあります。 されたとき、 います。

第5章 電子内容証明郵便	(取扱内容) 第38条 内容証明の取扱いをする場合の <u>コンピュータ発信型電子郵便</u> (以下「電子内容証明郵便」 といいます。)の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。 (1) (同左)	(2)・(3) (略)2 前項(1)の通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとし、その枚数は当社が別に定める枚 粉切ねとします。	3・4 (略) 3・4 (略) 5 電子内容証明郵便の取扱いについては、 第19条(取扱内容) 及び 第20条(対象郵便物)第1 5 電子内容証明郵便の取扱いについては、 第19条(取扱内容) 及び 第20条(対象郵便物)第1 項 の規定は、適用しません。 6 (略)	(対象郵便物) 第39条 電子内容証明郵便の取扱いは、次により作成された文書1通のみを内容とする <u>コンピュー 2発信型電子郵便物 (第21条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出されるものに限りま す。) につき、これをします。</u>	(1) (2) (時) 2 · 3 (時)	(差出方法等) 第40条 電子内容証明郵便物を差し出そうとする者(以下この章において「利用者」といいます。) であって第22条(料金の支払方法等)第3項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に 定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただ きます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入	出力装置から入力していただきます。 2 第22条 (料金の支払方法等) 第5項の規定に基づき内国郵便約款第65条 (クレジットカード 払等) に規定するところにより郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を	入出力装置から入力していただきます。 3 差出事業所は、前2項の規定による申出があった場合においては、電子情報処理組織を使用して 利用者にその差出事業所が指定する番号(以下この章において「利用者番号」といいます。)を通	<u>知します。</u> 4 第2項の規定による申出をした利用者は、前項の規定により差出事業所から利用者番号を通知さ れたときは、その差出事業所が指定するところにより、その通知があった日から起算して7日以内 に、利用するクレジットカードに記載されている事項及び利用者番号を電話により差出事業所に通	知していただきます。 5 第1項及び第2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認を したときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にその旨を通知します。	区別 承認する場合
第5章 電子内容証明郵便	(取扱内容) 第38条 内容証明の取扱いをする場合の <u>インターネット利用型電子郵便</u> (以下「電子内容証明郵便」 といいます。)の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。 (1) 電子内容証明郵便とする郵便物(以下「電子内容証明郵便物」といいます。)を引き受けた しまけ、電子型管機により3番便物(以下「電子内容証明郵便物」といいます。)を引き受けた	こさば、电子前 学磁により延問人等を 50の次り、短記人は磁に示むのから行すり らしこ。(2)・(3) (略) 2 前項(1)の通信文用紙 の大きさ は、 日本工業規格A4とし、その枚数は5枚以内 とします。	3・4 (略) 5 電子内容証明郵便の取扱いについては、 第28条(取扱内容) 及び 第29条(対象郵便物) の規 定は、適用しません。 6 (略)	(対象郵便物) 第39条 電子内容証明郵便の取扱いは、次により作成された文書1通のみを内容とする <u>インターネット利用型電子郵便物</u> につき、これをします。	(1)·(2) (略) 2·3 (略)						

1 第1項の承認 差出事業所が第22条(料金の支払方法等)第3項に規定す金金後納の承認(後納郵便物の差出方法について承認を要するは、その承認を含みます。)を受けた者であることを確認した。 2 第2項の承認 内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支の大路の支援			-
金後納の承認 (後納郵便物の差出方法について承認を要する は、その承認を含みます。)を受けた者であることを確認した 第2項の承認 内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支		莱	
は、その承認を含みます。)を受けた者であることを確認した 第2項の承認 内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支		金後納の承認(後納郵便物の差出方法について承認を要する場合	
第2項の承認 内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支		その承認を含みます	*********
しいと 指売会社等が到用者から表好な時代与日本をは無難所	第2項の承	内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支払に	
		ついて、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通	
知した場合		した場	

(承認請求に係る申出内容の変更届)

第40条の2 前条 (差出方法等) 第1項又は第2項の承認を受けた利用者は、これらの規定又は同 条第4項に規定する事項 (当社が別に定めるものを除きます。) を変更するときは、当社が別に定 めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合に おいて、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

(差出廃止届)

第40条の3 第40条(差出方法等)第1項又は第2項の承認を受けた利用者は、電子内容証明郵便物を差し出す必要がなくなったとき又は指定会社等に委託をしないときは、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出しを廃止する旨の届出をしていただきます。この場合において、その承認を受けた者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

(第3章の規定の適用)

第40条の4 電子内容証明郵便の取扱いについては、この章に規定するほか、第3章 (コンピュータ発信型電子郵便) (第21条 (差出方法等) 第1項(3)の規定により差し出されるものに係る部分に限り、第19条 (取扱内容) 第1項(2)、第20条 (対象郵便物) 第1項、第21条 (差出方法等) 第4項から第7項まで、第23条 (承認請求に係る申出内容の変更届) 第2項、第23条の2 (料金の支払方法に関する事項の変更承認)、第23条の3 (みなし承認利用者の承認に係る変更)。第24条 (差出廃止届)第2項並びに第26条 (承認の取消し)第4項及び第5項を除きます。)に規定するところによります。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとします。

ころによります。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとします。

第40条 電子内容証明郵便の取扱いについては、この章に規定するほか、<u>前章 (インターネット利</u> 用型電子郵便) (第28条 (取扱内容)及び第29条 (対象郵便物)を除きます。) に規定すると

(華出方法等)

第30条 (差出方法等)	電子郵便料	電子郵便料並びにこれに係る
第8項(2)		特殊取扱の料金
第31条 (料金の支払方		
法)第1項、第2項、第		
3項、第6項及び第7項		
第31条(料金の支払方	内国郵便約款第54条(後納	内国郵便約款第51条(後納
法) 第1項	郵便物の差出方法)第1項	料金の支払方法)第1項ただし
		書並びに第54条(後納郵便物
		の差出方法)第1項

は第5項の 第40条 (差出方法等)	前項の規定 1項又は第2項の承認を	承認を受け けた電子内容証明郵便物	ちたコンピ	郵便物	発信型電子 電子内容証明郵便物		を受けた差 第40条 (差出方法等)		けたものと	りを含みま	
第8 第4項若しくは第5項の	承認を受け、又は前項の規定	によりこれらの承認を受け	たものとみなされたコンピ	3.一夕発信型電子郵便物	第9 コンピュータ発信型電子	郵便物	第9 第4項の承認を受けた差	出人(第7項の規定により第	4項の承認を受けたものと	みなされたものを含みま	10
第21条(差出方法等)	項				第21条(差出方法等)第9	極	第21条(差出方法等)	項表中 1			
利並びにこれに係る					的款第51条(後納	(方法) 第1項ただし	第54条(後納郵便物				
毛料並び に)料金				的款第	九大法) 第	554条	5) 第1項			

摡

第吳

第40条 (差出方法等) 第 2項の承認を受けた差出人	電子内容証明郵便物の料 金及び電子郵便料並びにこ れに係る特殊取扱の料金	電子內容証明郵便物	電子郵便料並びにこれに 係る特殊取扱料金	第40条(差出方法等)第 1項又は第2項	第21条 (差出方法等) 第 8項	第40条の2 (承認請求に 係る申出内容の変更届)	及び第40条の3 (差出廃・上戸、			第40条(差出方法等)第	1項の承認を受けた利用者		電子內容証明郵便物	第40条の2(承認請求に	係る申出内容の変更届)	第40条(差出方法等)第一の頃の確認を受けた利用者		電子内容証明郵便物	第40条(兼出古注等)籍	ACHIOMATO	等之中於紅語英面格
第5項の承認を受けた差 出人(第7項の規定により第 5項の承認を受けたものと みなされたものを含みます。)	コンピュータ発信型電子 郵便物の料金及び電子郵便 料	コンピュータ発信型電子郵便物	電子郵便料	第21条(差出方法等)第4項又は第5項	同条第8項	第23条(承認請求に係る 申出内容の変更届)第2項	第23条の2 (料金の支払ナナー 開土7 市内の本土子	カボト間9 る事項の変更承 認)第2項の規定によりされ	た申出及び前条 (差出廃止 届) 第2項	第21条(差出方法等)第	4 項の承認を受けた利用者 マけ同節の強勢に依えみた	人体因为20.40是一张20.75。 し承認利用者	コンピュータ発信型電子 郵便物	第23条 (承認請求に係る	申出内容の変更届)第2項	第21条(差出方法等)第5届の確認を受ける日本	又は同項の承認に係るみなし、承認知用者	コンピュータ発信型電子	野院を知って名(米田七年年)年	(Æm//m/æ)	コンピューな発信拠電子
第21条 (差出方法等) 第9項表中2		第21条(差出方法等)第10 項	第22条(料金の支払方法 等)第5項、第6項、第7項 及び第8項	第24条の2 (電子情報処理 組織による申出等の到達の	時点)					第25条 (引受けの停止) 第	2項				- 1	第25条(引受けの停止)第3項			我 (一班品)の成分 (地方の) おってお	1	第26条 (承認の取消し) 第

お10%(米コナナギ)が	2.項 電子内容証明郵便物	
	nc 1 x (在出力のサイカ 5項 コンピュータ発信型電子 郵便物	
2項(2)	35 (1) 20 (1)	

第6章 電話利用型電子郵便

(取扱内容)

- 第45条 電話利用型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。
- (1) 電話利用型電子郵便とする郵便物(以下「電話利用型電子郵便物」といいます。)を引き受けたときは、電子計算機によりその通信文等を仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるもの(当社が別に定めるものに限ります。)(以下「仮名等」といいます。)として記録し、送信を行うこと。
 - (2) 通信文等を受信した後、次により送達すること。
- ア 第46条 (対象郵便物) 第1項(3)の規定により封筒型電子郵便通信文用紙を指定して作成 されたもの
- 電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文等を仮名等により印字 し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。
- 第46条(対象郵便物)第1項(3)の規定により合紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの
- 電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文等を仮名等により印字し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。
 - 2 第1項(2)の封筒型電子郵便通信文用紙及び台紙型電子郵便通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとします。

(対象郵便物)

- 第46条 電話利用型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第一種郵便物 につき、これをします。
- (1) 内容である通信文、あて名等を次条(差出方法等)第1項の事業所が指示するところにより その事業所に通知する。
- (2) (1)の通知は、前条(取扱内容)第1項(1)の規定により記録する仮名等を申し出ることにより行う。
- (3) (1)の事業所が指示するところにより封筒型電子郵便通信文用紙又は台紙型電子郵便通信文 用紙のいずれかを指定する。 2 あて名のみが異なる2通以上の電話利用型電子郵便物を作成するときは、前項(1)の内容である
- 通信文の通知は、1通分を行うことで足ります。 3 電話利用型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(差出方法等)

- 第47条 電話利用型電子郵便物は、当社が別に定めるところにより電話を使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。この場合において、電話利用型電子郵便物を差し出そうとする者(以下この章において「利用者」といいます。)は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を申し出ていただきます。
 - 2 前項の場合において、差出事業所は、次条(料金の支払方法)第1項に規定する内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の料金の支払について、指定会社等からその利用者からの委託を受けない旨又は前項後段の申出に係る電話利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料について同条の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知されたときは、その電話利用型電子郵便物を引き受けないものとし、電話を使用してその利用者にその旨を通知します。

(料金の支払方法)

- 第48条 電話利用型電子郵便物は、料金別納とし、郵便物の料金及び電子郵便料金は、内国郵便約 款第65条(クレジットカード払等)に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支 払っていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款(料金別納)の規定 (第49条(別納料金の支払方法等)第4項を除きます。)は適用しません。
- 2 指定会社等が、前項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金 を、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの 料金は、内国郵便約款第65条(クレジットカード払等)の規定に基づき支払われたものとみなし
- 3 指定会社等が第1項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従い、その料金を支払っていただきます。

(慶弔扱い)

- 第49条 電話利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、慶祝又は弔慰の取扱いを請求することが できます。
- 2 前項の請求があった場合には、慶祝用又は弔慰用の電子郵便封筒又は電子郵便台紙を使用しま
- 3 電話利用型電子郵便物(第46条(対象郵便物)第1項(3)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定したものに限ります。)の差出人は、第1項の取扱いを請求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請求することができます。
 - 4 当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域又は期間を限定することがあります。

(配達日指定)

第50条 電話利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、差出しの日の翌日から起算して10日以 内の日に限り、その郵便物の配達日を指定することができます。

(配達時間帶希望)

第51条 前条の規定により配達日を指定した電話利用型電子郵便物で、差出しの際、差出人が希望する時間帯(当社が別に定めるものに限ります。)にその郵便物を配達する取扱いを請求するものについては、これをその希望した時間帯に配達します。ただし、配達事業所の業務上の支障等により、その希望した時間帯に配達することができないことがあります。

<u>第7章</u> 維則 (閲覧) <u>第52条</u> この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供し ます。	附 則 (平成※※年※※月※※日 郵郵事第**号)	(実施期日) 第1条 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。	(差し出された郵便物に関する経過措置) 第2条 この改正規定の実施前に差し出されたインターネット利用型電子郵便物(電子内容証明郵便 物を除きます。)については、なお従前のとおりとします。	(当社がした行為等に関する経過措置) 第3条 この改正規定の実施前にこの改正前の規定に基づき当社がした承認その他の行為は、この改正後の相当の規定により当社がした承認その他の行為とみなします。 2 この改正規定の実施の際現にこの改正前の規定に基づき当社に対してされた請求、届出その他の行為は、この改正規定の実施の保護により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。 3 この改正規定の実施前にこの改正前の規定に基づき当社に対し届出その他の行為とみなします。 3 この改正規定の実施前にこの改正前の規定に基づき当社に対し届出その他の手続をすることとされている事項でこの改正規定の実施前にその手続がされていないものについては、この改正後の相当の規定により当社に対してその届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。
第6章 雑則 (閲覧)第45条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。				

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果 (電子郵便サービスの改善)

平成21年7月17日 総 務 省

1 変更の認可申請の概要

(1) 変更の趣旨

電子郵便(レタックス、コンピュータ郵便及びハイブリッドめーる) **について、サービスの高度化及び料金の値下** げ等を図ることにより、利用者利便性を向上させることを以て、取扱通数の増加を図る。

(2) 変更の概要

- ①レタックスのサービス改善
 - ・引受け方法に、現在の窓口での引受けに加え、Web 引受け及び電話引受け(フリーダイヤル)を追加
 - ・出力台紙について、<u>プリンター印字</u>(FAX送信による印刷品質の低下を防止)、<u>カラー印刷</u>(Web 引受けの場合のみ)を導入し、併せて、高級台紙(漆調木製フレーム等)を新設する
 - ・通信文の2枚目以降の料金を値下げ
 - ・配達時間帯希望サービスの開始
 - ・追跡サービスの開始

引受方法		料金	(単位:円)			
	基本	特殊(1枚まで)	追加(1 枚毎)			
窓口引受	80	500/820	200			

^{*}特殊料金は、台紙の種類(2種類)により異なる。

- ・引受け方法の追加 (Web 引受について は低い料金設定)
- ・台紙種類の追加
- ・追加料金の値下げ
- 配達時間帯希望
- ・追跡サービスの提供

引受方法		料金	(単位:円)
	基本	特殊(1枚まで)	追加(1枚毎)
窓口引受	80	500~4,920	1枚毎 100
Web 引受	80	420~4,840	1 枚毎 30
電話引受	80	500~4,920	5 文字毎 90

- (注1)特殊料金は、台紙の種類(6種類)により異なる。
- (注 2) Web 引受では、カラー印刷も可能であり、特殊の料金で 20 円、追加料金で 20 円の加算となる(基本料金は同額)。
- (注3) 電話引受けの特殊料金(1枚まで)の最低料金 は、15文字までの料金である。

②「ハイブリッドめーる」を「コンピュータ郵便」に統合

ハイブリッドめ一るに係る設備が更改時期を迎えるため、設備の効率利用を図る観点から、ハイブリッドめ一るをコンピュータ郵便に統合し、併せて、<u>料金を値下げ</u>する(ハイブリッドめ一るのサービス水準は維持)。

【ハイブリッドめーる】

		料金	(単位:円)
	基本	特殊	追加(1 枚のみ)
白黒	80	1 枚まで 20	5
カラー	80	1 枚まで 120	25

【(参考) コンピュータ郵便】

		料金	(単位:円)
	基本	特殊	追加(1 枚毎)
白黒のみ	80	1 枚まで 21	5

(注)会社製用紙 (A4)・封筒の場合。料金は、用紙・ 封筒の私製・会社製の別、用紙サイズ等により異な る。

ハイブリッドめーる をコンピュータ郵便 に統合

- ・特殊取扱料金の値 下げ
- ・封入枚数の増加 (2枚→4枚)

【コンピュータ郵便(Web引受け)】

		料金	(単位:円)
	基本	特殊	追加(1 枚毎)
白黒	80	1 枚まで 15	5
カラー	80	1 枚まで 60	50

(注) このほかのコンピュータ郵便は、現行どおり提供される。

③その他

- ア. 料金の支払い方法
 - ・<u>Web 引受けの電子郵便の支払い方法</u>について、<u>クレジットカード払を可能とする</u>

(これまでは、電子郵便では、<u>ハイブリッドめーる及び電子内容証明郵便のみ</u>がクレジットによる支払いが可能であったが、クレジットによる支払いを「Web 引受けにおけるレタックス及びコンピュータ郵便」を可能とするもの)。

- ・電話引受けのレタックスは、電話会社への収納委託及びクレジットカード払を可能とする
- イ. 電子内容証明郵便(内容証明郵便について Web 引受けをするもの)

料金の引下げ (これまで、電子内容証明郵便は、ハイブリッドめーるに付加する特殊取扱であったが、コンピュータ郵便 (Web 引受け) に統合されることから、コンピュータ郵便の料金が適用され、値下げとなる))

(3) 実施予定日 平成22年2月1日(月)

2 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「施行規則」という。)の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
【施行規則第26条】 会社は、法第68条第1項の規 定により郵便約款の認可を受け ようとするときは、次に掲げる事 項を記載した申請書を提出しな ければならない。	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。
一 郵便約款(変更の認可の申 請の場合は、新旧の対照を明 示すること。)		
二 実施予定期日 三 変更の認可の申請の場合 は、変更を必要とする理由		

審査基準	審査結果	理由
【法第68条第2項第1号】 1 次に掲げる事項が適正かつ明 確に定められていること		
イ この法律又はこの法律 に基づく総務省令の規定 により郵便約款で定める こととされている事項	適	変更申請の内容は、郵便物の特殊取扱である電子郵便について、ファクシミリ送信型電子郵便の引受け方法等の追加、コンピュータ発信型電子郵便の引受け方法等の追加並びにこれに伴うインターネット利用型電子郵便の廃止、及び電話利用型電子郵便を新設するもの等であり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
ロ郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	変更申請の内容のうち、郵便物の引受け及び配達に関する事項は以下のとおり。 〇ファクシミリ送信型電子郵便 郵便物の引受けの方法に、電子情報処理組織(インターネット)による方法を追加するもの、及び配達の方法に配達時間帯希望の取扱いを追加するもの。 〇コンピュータ発信型電子郵便 インターネットを利用した郵便物の引受け方法を追加するもの(これに伴い、インターネット利用型電子郵便は廃止するもの)。 〇電話利用型電子郵便 郵便物の引受けの方法に、事前の事業所の承認を必要としない電話による方法を新設するもの、及び配達の方法に配達時間帯希望の取り扱いを行うもの。 〇電子内容証明郵便 電子内容証明郵便は、これまで、内容証明の取扱いをインターネット利用型電子郵便で行うものであったが、インターネット利用型電子郵便のコンピュータ発信型電子郵便への統合に伴い、内容証明の取扱いをコンピュータ発信型電子郵便へ変更するもの。 以上の事項について、郵便物の引受け及び配達に関する事項が適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。

審査基準	審査結果	理由
ハ 郵便に関する料金の収 受に関する事項	適	変更申請の内容のうち、郵便に関する料金の収受に係る事項については、 〇ファクシミリ送信型電子郵便及びコンピュータ発信型電子郵便に、インターネットによる引受けを追加するに際して、クレジットカード払の取扱いを行うもの 〇新設する電話利用型電子郵便について、クレジットカード払等の取扱いを行う もの であり、郵便に関する料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められている ことから、適当であると認められる。
ニ その他会社の責任に関する事項	_	従前と同様の取扱いであり変更はない。
【法第68条第2項第2号】 2 特定の者に対し不当な差別的 取扱いをするものでないこと。	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

- ●郵便法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号)(抜粋) (郵便約款)
- 第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣 の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

(審議会等への諮問)

- 第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条 に規定する機関をいう。)で政 令で定めるものに諮問しなければならない。
 - 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
 - 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。
- ●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成十五年三月二十八日政令第八十三号) 郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。